

R8.3.11 議会運営委員会

金岡委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
 本日は、議案の付託及び意見書案の送付先等について御協議願うため、お集まり
 いただいた。
 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりますので、御協力願う。

1. 議案の付託について

金岡委員長 初めに、1ページの資料1、議案の付託についてである。
 知事提出議案73件を、お手元にお配りしてある議案付託表のとおり、本日の質問
 終了後、所管の常任委員会に付託することとしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長 それでは、さよう決する。
 なお、請願の提出はなかったので、御報告する。

2. 意見書案の送付先について

金岡委員長 次に、意見書案の送付先についてである。
 7ページの資料2、意見書案送付先一覧表案を御覧いただきたい。
 提出された意見書案は6件である。
 そのうち5番の「障害のある子どもに係る公的給付の所得制限撤廃を求める意見
 書」案は、総務委員会及び危機管理文化厚生委員会に関連する内容であるが、主た
 る内容を所管する危機管理文化厚生委員会へ送付することとしてある。
 以上、意見書案6件は、記載してあるそれぞれの常任委員会に送付することとし
 たいが、御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長 それでは、さよう決する。
 なお、常任委員会で不一致となった意見書案は、議運へ差し戻されることとなる
 が、慣例により、改めて議運を開かず、議運から提出会派へ差し戻したものとみな
 すこととしたいので、御了承願う。

(了 承)

金岡委員長 また、不一致となった意見書案を改めて会派として提出する場合は、全ての常任
 委員会で案件についての審査が終了し、そして、その日の全ての常任委員会が閉会
 した時点から1時間以内に事務局へ提出されるよう、御協力願う。

3. 次期常任委員について

金岡委員長 次に、16ページの資料3、次期常任委員についてである。
 このことについては、前回の議運で協議が調わなかったため、再度、会派に持ち
 帰って調整していただき、次回の議運で決定するとしていた。
 その後、正副委員長で調整をしたので、その調整案を16ページの資料3のとおり、
 お手元にお配りしてある。
 令和8年度の各常任委員については、この案のとおりとし、産業振興土木委員会

を欠員とすることで、御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。

なお、各委員会別の委員名については、各会派で早急に選任の上、17 ページの様式により、明日3月12日木曜日正午までに事務局へ提出願う。

(了 承)

4. 東日本大震災発生十五年に伴う本会議場での黙祷について

金岡委員長

次に、18ページの資料4、東日本大震災発生十五年に伴う本会議での黙祷についてである。

このことについては、資料のとおり3月11日に、哀悼の意を表するため、国民各位に対して、黙祷の協力を要望することが閣議了解されている。

については、先例もあるので、本日の本会議の冒頭において、議長の発声により1分間の黙祷を行うことにしたいが、いかがか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。

5. 高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙について

金岡委員長

次に、高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙についてである。

このことについては19ページの資料5のとおり、知事から後任の議員の選挙の依頼があった。

一燈立志の会の議員の辞職に伴うものであるもので、一燈立志の会から後任の議員を選任し、閉会日の本会議において議長の指名推選により選出するというので、いかがか。

(異議なし)

金岡委員長

それでは、さよう決する。

一燈立志の会は、後任の議員を早急に人選の上、事務局へ名簿を提出するよう、御協力願う。

なお、この件に関する本会議での議事手続については、閉会日の議運で改めてお諮りすることとするので、御了承願う。

(了 承)

6. 高知県議会情報セキュリティポリシーについて

金岡委員長

次に、20ページの資料6、高知県議会情報セキュリティポリシーについてである。

この件について、事務局に説明させる。

中島総務課長

高知県議会情報セキュリティポリシーの策定について御説明する。20ページの資

料6を御覧願う。

1、経緯についてである。地方公共団体のネットワークにおけるサイバーセキュリティ確保のための方針、いわゆる情報セキュリティポリシーの策定については、これまで各地方公共団体に策定の判断が任されていた。しかしながら、昨今の地方公共団体や住民等とのネットワークを通じた相互接続の進展に伴い、情報セキュリティ対策の重要性が高まってきたことから、令和6年6月の地方自治法の改正により、議会や執行機関は、情報セキュリティポリシーを定め、必要な措置を講じることが義務づけられた。その後、総務省は、策定時に参照すべきものとして、ガイドラインを示している。

次に、策定すべき情報セキュリティポリシーの概要であるが、右側の図、セキュリティポリシーの構成を御覧願う。セキュリティポリシーは、情報セキュリティを確保するための方針や対策などを包括的に定める文書であり、基本方針と対策基準の2階層から構成される。

1、基本方針は、議会の情報セキュリティーを確保するための基本的な方針を定めるもので、先ほど申し上げた地方自治法の改正の施行に合わせ、令和8年4月1日までに、記載の1から10までの項目を規定した方針を策定する必要がある。2、対策基準は、基本方針に規定する情報セキュリティー対策を運用するための基準を定めるものであり、策定期限の定めはない。

次のページの3、高知県の現状を申し上げますと、知事部局においては、総務省ガイドライン等を参照し、高知県情報セキュリティポリシーを令和7年4月1日に改正施行済みである。一方、議会においては、総務省のガイドラインで示された内容は網羅できているものがないため、4、議会の対応案としては、(1)策定方針に記載しているとおり、総務省ガイドライン及び高知県情報セキュリティポリシーを参照の上、議会のセキュリティポリシーを策定したいと考えている。また、その(2)適用範囲は、議会が保有するタブレット端末等の情報資産と、その利用者である議員の皆様や県職員などである。

(3)策定予定時期については、先ほども申し上げたとおり、基本方針については、令和8年4月1日までに定めておく必要があるため、その案を22ページから24ページまで、また総務省のガイドラインとの比較表を25ページから33ページに載せている。基本的な方針を定めるものであり、タブレット端末等の取扱などに変更はない。この方針案について御協議いただき、御承認いただけたら、議長に御決裁いただき、議会のホームページで公表したいと考えている。

また、基本方針の策定後は、令和8年度中に対策基準を策定、令和9年度からは、(4)実施予定時期に記載しているとおり、システムごとに基本方針、対策基準を踏まえた実施手順を順次策定し、必要な対策や対応を実施したいと考えている。

説明は以上である。

金岡委員長

何か質問はないか。

(なし)

金岡委員長

それでは、事務局の説明のとおり高知県議会情報セキュリティ基本方針を策定し、公表するという御異議ないか。

(異議なし)

なお、改正に当たって、必要となる手続等については、議長に一任することにした
たいが、これに御異議ないか。

(異議なし)

金岡委員長 それでは、さよう決する。

8. 議員派遣に係る報告書の提出について

金岡委員長 次に、議員派遣に係る報告書の提出についてである。
高知県・ベンゲット州姉妹県州提携 50 周年記念訪問事業に派遣したそれぞれの議
員から、派遣の報告書が議長に提出された。
その写しをお手元にお配りしてあるので、御了承願う。

(了 承)

金岡委員長 なお、全議員に対しては、後ほどグーグルドライブに写しのデータを保管し、あ
わせて図書室にも配置することとする。

9. その他

金岡委員長 次に、その他である。
何かないか。

(な し)

金岡委員長 それでは、協議事項は以上である。
今回の議運は、特別の事情がなければ、閉会日の 3 月 24 日火曜日午前 9 時から開
催することとする。
協議事項は、意見書案の協議結果、閉会日の議事手続等についてである。
本日の本会議の開会時刻は、午前 10 時でよろしいか。

(異議なし)

金岡委員長 それでは、本会議の開会時刻は、午前 10 時をめどとする。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。